

# 太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告について

地面や家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税(家屋-または償却資産)の課税対象となります。償却資産となるものについては、申告が必要になります。下記の表をご覧いただき、対象となる資産を所有されている場合は申告をお願いします。

また、一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され税負担が軽減される場合があります。

## 1 申告の対象となる資産について

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	事業の用に供している場合は償却資産として申告が必要です。 ※「事業の用に供している場合」とは、余剰又は全量売電が継続反復して行われている場合。	売電するための事業用資産とはなりませんので、申告の対象外となります。
個人（事業用）	個人の方であっても、アパート経営・工場・商店等を営んでいる方は事業の用に供している資産となりますので、発電出力にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。	

## 2 償却資産と家屋の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備									
	太陽光 パネル	架台	接続 ユニット	パワー コンテ イシヨ ナー	表示ユ ニット	電力量計等				
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	※家屋									
架台に乗せて屋根に設置	償却資産として申告が必要(地方税法第383条)									
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置										

※家屋：家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

担当・問い合わせ先 岡谷市税務課資産税担当 (内 1132)